

# 鎌ヶ谷市各部の組織目標

## 総務企画部の組織目標

### 1 前期基本計画第1次実施計画（補正版）の推進及び後期基本計画の策定

行政評価に基づき、計画に掲げる「施策の状態指標」及び「施策の柱の成果指標」（状態指標等）の進捗管理を行うとともに、計画の終期である令和8年度当初予算の方向性を決定する。

また、令和9年度を始期とする後期基本計画の策定に向け、策定方針に基づき、策定要領の策定、基礎調査を行うとともに、庁内検討体制を構築する。

### 2 行財政改革への不断の取組み及びデジタル化の推進

財政健全化計画（第4期）に定める数値目標のうち、財政調整基金残高について、令和6年度は未達成と見込まれ、極めて厳しい状況が今後数年間は続くものと考えられることから、従来以上の歳入確保・歳出削減に向けた取組みを年度初めから取り組んでいく。また、改革の柱の一つであるデジタル化・効率化をDX基本方針に基づき全庁的に推進するとともに、情報システムの標準化を確実に進め、対象システムの完全移行及び安定稼働を達成する。

### 3 人材育成の推進と危機管理への対応強化

職員が能力を最大限発揮して活躍できる組織を目指し、人事異動や能力開発、人事評価制度等を実施することで、人材育成を推進する。また、緊急時対応能力を強化するため、風水害や地震、大規模事故などの不測の事態が発生した際に備え、各所属でマニュアルの再確認を行い、BCP（業務継続計画）により業務を継続できるよう体制を構築する。

### 4 脱炭素化への取組み

庁用車について、EV車を導入することとし、必要な充電設備については、市民の利便性及びEV車の普及率向上に寄与するため、市役所駐車場に整備する。

また、ペーパーレスを推進するため、電子契約システムの導入により契約書を電子化し、引き続き会議システムの試行を続けるとともに、電子決裁システムについては、令和8年度中の導入に向け庁内への意見照会など具体的に事務を進める。

### 5 税の適正・公正な賦課と徴収

税の適正な賦課と納税の公平性の維持及び自主財源を確保するため、正確な課税客体捕捉の強化を行ったうえで、賦課・徴収・滞納整理を行う。

徴収率の目標を現年度分99.12パーセント以上、滞納繰越分を含めた全体の徴収率を97.94パーセント以上とし、収入未済額の縮小を図る。

## 市民生活部の組織目標

### 1 有機フッ素化合物（PFOS/PFOA）に係る対応

令和6年に実施した水質調査の結果、軽井沢地区の井戸から暫定指針値を超過する有機フッ素化合物（PFOS/PFOA）が検出されたことから、地域住民への各種支援および原因究明のための調査を行っている。令和7年度においても、引き続き支援策を実施するとともに、原因究明に向けて井戸水の定点観測や諸元調査を実施する。また、県や近隣市と連携を取りながら調査方針等について決定する。

### 2 企業誘致の推進

企業誘致促進条例及び施行規則に基づき、企業誘致支援制度のPR、企業及び地権者訪問、進出希望企業の立地ニーズと売却・賃貸可能な土地・建物に係る情報をつなぐマッチングシステム、千葉県や関係機関との連携などにより企業誘致の推進を図る。

特に新鎌ヶ谷駅周辺地区や旧第二学校給食センター及び旧トレーニングセンター跡地に進出する企業について、情報収集を図り、雇用等の事業開始に向けた支援を行う。

旧第二学校給食センター及び旧トレーニングセンター跡地へ進出の企業については、企業誘致奨励金の対象となる見込みであり、令和7年度中に指定企業指定申請の受付及び審査委員会を行う可能性があることから、申請に備えた準備を行う。

（総合基本計画重点プロジェクト・重点施策）

### 3 ごみの共同処理に関する協議、及び不燃ごみ粗選別作業及び破碎処理等の検討

柏市とのごみの共同処理について、令和4年11月に協議開始の前提となる合意事項について取りまとめた「確認書」に基づき、今後の本市のごみ処理について安定的な体制が維持できるよう、共同処理の解消を含めた協議の円滑な進捗を図る。

次に、軽井沢地区にある最終処分場で行っている不燃ごみの粗選別作業及び柏市第二最終処分場で行っている不燃ごみ等分別破碎作業について、今後の周辺整備事業と構成市との業務体系の整合を図るため見直す方向性を整理したい。

現行の破碎処理業務を含め検討したうえで、平成14年2月に埋め立て終了となった鎌ヶ谷市一般廃棄物最終処分場に関し、廃止や今後の利用について整理検討したい。

### 4 国民健康保険における適正な保険料率の引き上げ及び、各保険料の収納率向上

令和7年度に国民健康保険料率の引き上げを実施するが、今後も引き続き国民健康保険の安定的な財政運営のため、被保険者の減に伴う保険料減少と国民健康保険事業費納付金の増減による収支バランスを調査し、県が提示する令和8年度の標準保険料率を参考に適正な保険料率を検討し、引き上げについて条例改正を行う。

次に、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の収納率の向上については、医療保険制度を丁寧に説明し理解を促すと共に、年金特徴や口座振替を推進する。

また、コンビニ・クレジットカード・電子マネー収納等を周知し、活用を促進する。さらに、納期限を過ぎても納付が無い場合には、文書による催告、休日・夜間の納付相談を実施し、早期の滞納解消に努め、収納率の向上を図る。

なお、令和7年度は国民健康保険料の引き上げにより滞納額も増加することが見込まれることから、より効率的に滞納整理を実施する。

（行財政改革推進プランに掲げる4つの柱）

## 5 防犯対策の推進及び、防災対策・危機管理の強化・防災備蓄品の整備促進、自主防災組織の活性化

犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を図るため、防犯カメラを新たに設置し、自主防犯団体等が設置する防犯カメラの推進を図るとともに、市民・防犯協会及び警察等の関係機関・団体との協働により、防犯キャンペーン等の防犯サテライト事業を拡充し、防犯灯の維持管理及び新設は、自治会等の協力やリース事業者との連携により適切に実施し、夜間における犯罪発生の防止を図る。また令和6年10月にした鎌ヶ谷警察署との「鎌ヶ谷市地域安全に関する協定」に基づき、犯罪被害防止対策の情報共有を強化し、刑法犯認知件数の減少を図る。さらに令和5年4月に施行した「犯罪被害者等支援条例」について、見舞金の支給等により、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図る。

次に、防災対策・危機管理の強化については、首都直下地震、南海トラフ地震等に備え、避難所については、再生可能エネルギー活用の取り組みである公共施設の屋根に太陽光発電システムを設置し、蓄電池も備えていくとともに、地域防災計画に基づき各避難所に整備を完了した防災備蓄品については、「防災備蓄品更新計画」に基づき、整備を続け、現状に即した備蓄品の整備、各種災害協定の締結など、良好な生活環境の確保に向け、更に充実させていく。

また、近隣市や関係機関、海上自衛隊下総航空基地、陸上自衛隊松戸駐屯地との連携の強化、地域防災リーダー研修の実施、防災体制強化研修の実施などにより、市内全域の防災力の向上を図る。

さらに、自主防災組織に対しては、自助、共助の重要性や訓練の大切さなど、防災講話・訓練などを通じて、助言を行い、「地区防災計画」の策定を推進するとともに、引き続き、防災資器材の交付・防災意識の高揚・団体の活性化・組織数増加に向け取り組んでいく。

(総合基本計画重点プロジェクト・重点施策)

## 健康福祉部の組織目標

### 1 疾病予防・早期発見、重症化予防、健康づくりの推進

「第3次いきいきプラン・健康かまがや21（健康増進・食育推進）」に基づき、栄養・食生活、身体活動、心の健康づくり、歯と口の健康づくり、疾病の予防等を推進する。

また、がんの早期発見及び早期治療、感染症の発生及びまん延防止を図るため、関係機関等と連携を図りながら、がん検診、予防接種の受診率・接種率の向上を図るとともに、がん患者アピアランスケア支援事業などの周知徹底を図る。

なお、令和7年度は、带状疱疹ワクチンの定期接種化に伴う予算確保、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種の延長に関する周知等、子宮がん検診（超音波検査）の実施、成人歯科健診に関する国のマニュアル改正や船橋市との相互利用に向けた検討を行う。

### 2 地域福祉の推進、生活困窮者への支援

「第4期地域福祉計画」に基づき、地域住民、事業所及び活動団体が相互に協力し、地域で支えあいながら、社会、経済、文化などの分野に参加機会を提供するため、地域福祉計画策定・推進委員会をはじめ、日頃から各種団体の活動状況、要望や意見を聴取する。

また、生活保護受給者や生活困窮者の安定かつ自立した生活を実現するため、支援を担うケースワークの人材育成を図り、相談窓口体制の強化を図る。

なお、令和7年度は、住民税非課税世帯及び定額減税補足給付金（不足額給付金）の円滑な執行、デザインビルド方式による総合福祉保健センター分館整備事業及び総合福祉保健センターLED改修工事の計画的な実施（庁内検討会議の創設など）、住居確保給付金及び学習・生活支援事業等の充実、民生委員の一斉改選を円滑に実施する。

### 3 高齢者福祉の推進及び介護保険事業の適正な運営

「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、住み慣れた地域で支えあい安心していきいきと暮らせるまちを目指して、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「活力ある高齢者の活動支援」「高齢者が安心して暮らせる環境整備」「介護保険事業の適正な運営」を推進するとともに、認知症対策の推進、各種福祉サービスを提供する。

なお、令和7年度は、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に着手するため、策定方針を定めたうえで、ニーズ調査を実施する。また、介護保険システムの標準化・ガバメントクラウドへの移行（令和8年3月末）、介護保険認定審査会のペーパーレス化に伴うシステム導入（令和7年10月導入予定）、各種福祉サービスのオンライン申請及びデジタル化を図る。

### 4 障がい者（児）福祉の推進

「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人も、お互いを尊重し支え合う共生のまちを目指すため、相談支援体制や福祉サービス、地域生活支援拠点等の機能の充実、生活・労働・社会活動の場の確保、障がいへの理解の促進、権利擁護等について、関係機関と連携して実施する。

また、障がい者地域自立支援協議会及び専門部会等において、計画の進行管理及び地域課題の解決に向けた取組みを検討する。

なお、令和7年度は、基幹相談支援センターの運營業務委託が最長で5年間としていることから、令和7年度に公募し、令和8年度以降の委託先を決定する。また、障害福祉システムのベンダー見直しや国の標準化（令和8年3月末）を計画的に進める。

## 5 子育て環境及び保育サービス等の充実

子ども・子育て支援事業計画などを包含した「こども計画」に基づき、教育・保育施設及び地域型保育を整備するなど待機児童対策を継続するとともに、地域子ども・子育て支援事業、妊娠・出産から切れ目のない支援、子ども医療費助成など経済的な支援、乳幼児健診など母子の健康確保、児童センター事業の充実、ひとり親家庭の支援、児童虐待防止、子どもの療育及び発達支援などを行う。

なお、令和7年度は、選定した認定こども園2施設（定員90名・定員60名）の計画的な整備、令和9年度民間保育所等整備に関する必要性の検証、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の試行的実施、公立保育園の改修及びキャッシュレス化、放課後児童クラブの改修（西部小・道野辺小）、こども家庭センターの円滑な運営、児童虐待防止及び包括的な支援、新たに実施する子育て世帯訪問支援事業及び親子関係形成支援事業を計画的に実施する。

## 都市建設部の組織目標

### 1 魅力ある都市機能の充実

都市マスタープランにおける土地利用の方針を踏まえ、市街化調整区域の将来土地利用方針及び実現化方策の検討を行い、「市街化調整区域の土地利用方針」を策定する。

新鎌ヶ谷駅南側の東京10号線延伸新線跡地2か所は、駅前に相応しい土地活用が図れるよう、令和6年度に実施したプロポーザルによる優先交渉権者と提案のあった土地利用計画に基づき、開発行為等の許可に向けて協議を行う。また、北初富駅前の所有者不明土地は裁判所との手続きを進め、用地取得や家屋補償等を円滑に実施できるよう関係者等と調整する。

コミュニティバス「ききょう号」は運営検討委員会の提言をもとに令和8年度からの運行計画を策定し、各路線の運行事業者を決定するためのプロポーザルを実施する。

本市の地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」について、令和7年度から令和8年度までの2年間の継続事業で策定する。

### 2 安全に利用できる道路環境の充実

新鎌ヶ谷西側地区の都市計画道路をはじめ、主要市道、通学路、交差点などの用地取得や工事を引続き実施する。

また、人に優しい交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備・更新を引続き行い、交通安全の啓発について関係機関と連携して取り組む。

令和5年4月に施行された改正道路交通法により、自転車乗用時のヘルメット着用が努力義務となり、普及促進を図るための啓発活動やヘルメット購入費用の助成を継続して実施する。

北千葉道路は、全線の早期開通の実現に向けて、国、県、沿線市と連携して要望活動や講演会等を実施する。

千葉県事業である粟野バイパスや船橋我孫子バイパス線をはじめ、初富交差点、鎌ヶ谷大仏交差点、北初富交差点についても引続き県との連携により事業促進を図る。

### 3 安全安心に生活できる治水対策の推進

準用河川二和川整備事業では、道野辺・馬込沢地区の浸水被害を軽減するため、早期整備を目指し、バイパス工事、河川拡幅区間の用地取得及び河床改修工事を行う。また、交付金事業を継続する資料を作成するために、詳細設計委託を進める。

地域排水整備事業は、浸水被害軽減のための排水施設整備にむけて東道野辺三丁目地区で予備設計の結果を精査し、地区における事業方針を検討する。

雨水貯留池整備事業では、串崎新田貯留池の整備効果を検証し、今後の大津川流域における雨水貯留池整備の検討を行う。

### 4 緑に包まれた快適な公園・緑地空間の創出

新鎌ヶ谷地区と北初富地区を結ぶ（仮称）緑道整備事業は、街区公園整備の実施設計に基づき、公園整備工事を実施する。

昨年度に開設した市制記念公園の水遊び場では、利用者からの意見等を踏まえ、休憩施設の設置や駐輪場の改修を行い、利用者の快適性や利便性の向上を図る。

離子水公園においては、再整備基本計画について、近隣住民及び関係団体への周知を図り、現地での環境調査等の検討を行う。

## 5 良好な居住環境の確保

住宅政策では、「空家等対策計画」、「空家等除却推進事業」及び「空家等リフォーム推進事業」、「市営住宅等長寿命化計画」、「マンション管理適正化推進計画」を着実に運用する。

また、住宅の耐震化率向上のため、耐震改修促進計画等に定めるアクションプログラムにより、自主防災組織等に住宅耐震相談会や耐震補助事業及び危険ブロック塀補助事業の説明を行う。

公共下水道については、公営企業会計として持続可能な経営運営を行うとともに、引続き普及促進を進め、令和7年度末で普及率約74.0%を目指す。

また、江戸川左岸処理区の事業計画区域の拡大に向け、上位計画である江戸川左岸流域下水道の認可変更（区域拡大）の協議を千葉県と実施する。

開発行為等については、本年5月から施行される宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく千葉県からの手続事務の権限移譲に伴い、県や近隣自治体と情報共有を図り、円滑な運行に努める。

## 生涯学習部の組織目標

### 1 主体的に関わり、学び合い、高め合う教育の充実

児童生徒用学習用端末の更新を遅滞なく確実にを行うとともに、通信環境の増強を計画的に行うなど施設の改善を図る。また、ICT活用推進委員会を継続して設置し、効果的なICTの活用について情報共有のうえ各校で取り組む。

学び合い高め合う授業のあり方や学習指導要領に対応する授業改善について周知するとともに、本市の学力調査を生かすために学力向上推進委員会で共有し、学習形態、学習方法等の工夫・改善に繋げる。

市内小中学校「いじめゼロ」を目指し、生徒指導の充実、道徳教育の推進、こどもの人権を意識した指導をしていく。「鎌ヶ谷市いじめ対策基本方針」をもとに、未然防止、早期発見、早期解決を図り、対応すべき事案が発生した場合は、学校とともに迅速に対応する。

また、不登校対応を中心とした組織づくりを重点的に行う。学校教育課に教育支援センター、全小中学校に校内教育支援センターをそれぞれ設置し、支援を強化する。さらに、スクールソーシャルワーカーなどを有効に活用するなど、児童生徒が楽しく過ごせる環境づくりに努める。

### 2 地域とともにある学校づくりの推進と働き方改革の推進

保護者、地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティスクール」を令和7年度から道野辺小学校で導入する。その他の学校についても準備の整った学校から導入し、令和8年度には全ての小中学校で実施できるよう準備を進める。

中学校の部活動については、段階的な地域移行を図るため、部活動指導員の1校複数部活の配置を目指すとともに、「鎌ヶ谷市部活動地域移行協議会」で地域移行の方向性等の検討を行う。

令和7年度から全小中学校で学校徴収金の公会計化を開始し、問題点等を把握のうえ事務の改善を行い、事務手順の定型化等を実施する。これらの取組とともに「働き方改革推進プラン」の取組みを進め、教職員の業務改善のための取り組みとしてICTを有効に活用し、業務の時間縮減を図る。

### 3 安全で安心な教育環境の整備

前期基本計画第1次実施計画（補正版）に基づき、小中学校の体育館空調設備、LED照明改修、校舎外壁・屋上防水及び受変電設備工事等の事業を遅滞なく遂行する。特に令和6年度から実施している体育館空調設備設置工事については、問題点等を把握し、他の体育館への設置工事に活用できるようにする。

「第4次通学路安全対策推進行動計画」に基づき、関係部門と連携して安全確保施策を実施する。防犯面では、安全ネットワーク会議等を通じ、子どもの見守り活動について情報の共有、協力の依頼を行うとともに、児童生徒が安全に通学できるよう子ども見守りカメラを増設する。また、児童生徒安全パトロール、かまがや83+運動、こども110番の家の設置を推進するとともに、ネットパトロールについては24時間体制で行うなど監視を強化していく。

安全で安心なおいしい学校給食を提供する。学校給食費については、経済的負担の軽減を図るため、保護者負担分の公費補填、第3子以降減免制度及び小学校1年生の学校給食費の無償化を滞りなく実施する。

#### 4 豊かな心と生きがいを実感できる生涯学習の推進

生涯学習の拠点となる生涯学習施設の改修を計画的に実施する。

図書館については、外壁、屋上防水、LED照明及びトイレ改修工事等を遅滞なく遂行するとともに、改修工事に伴う9ヶ月間の休館中においても安全対策を講じながら1階窓口を開設するなど可能なサービスを継続することで利用者の利便性の維持に努める。このほか、公民館におけるトイレの洋式化を進めるなど生涯学習施設の環境整備を行っていく。

かまがやまなびい大学は、新たなメニューを視野に入れるとともに、主にシニア世代を対象としたスマートフォン講座など、市民のニーズを捉えた学習機会の提供に努めていく。

#### 5 生涯スポーツ及び文化・芸術の振興、施設の整備

災害時の避難施設でもある市民体育館の空調改修、LED照明改修及びトイレ改修工事等を滞りなく実施する。なお、休館期間中は、関係団体等との調整、施設利用者への周知などきめ細かな対応を行う。

北海道日本ハムファイターズとの連携事業（トレーニングデー、野球教室等）を展開するとともに、スポーツ関連団体との協働事業の充実を図る。

地域文化の充実及び振興を図るため、市民の文化活動の発表及び参加の機会や場を提供するとともに、自主的な文化活動が推進されるよう情報提供や活動支援を行う。

歴史的建造物（澁谷家住宅）の敷地全体の保存と活用を図るため、「国登録有形文化財澁谷家住宅保存活用計画」に基づき、建物と敷地の整備工事を進めるための実施設計を行う。また、「鎌ヶ谷市文化財保存活用地域計画」に基づき、計画に掲げた実施事業の進行管理を行う。

## 消防本部の組織目標

### 1 消防活動能力の強化及び活力ある職場風土の醸成

近年、発生が危ぶまれている首都直下地震などの大規模災害や、甚大化する風水害などの自然災害に対し、迅速的確な消防活動をもって被害を最小限に止める体制を整えるとともに、基本的な消防活動はもとより部隊連携の向上に繋がる計画的な訓練を行い、専門的な知識と技術の習得を図るために研修派遣を充実させ、消防活動能力の強化を図る。

また、これまで継続的に取り組んでいる服務と倫理の徹底について、消防職員全員が一丸となって取り組み、風通しの良い職場環境と活力ある職場風土を醸成する。

### 2 消防庁舎の改修及び消防用車両の更新

鎌ヶ谷消防署庁舎の感染防止対策強化と機能拡充を図るため、庁舎改修事業を計画的に進め、災害活動拠点としての機能を確保する。

また、車両更新計画に基づき、くぬぎ山消防署の消防ポンプ自動車及び第6分団に配備している消防ポンプ自動車を更新し、消防活動体制の強化を図る。

### 3 火災予防対策の推進

誰もが安心して暮らせる防災、減災のまちづくりを推進するため、火災の被害軽減に有効な住宅用火災警報器、震災時の電気火災防止に有効な感震ブレーカーの設置普及について、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブなどの消防関係機関と連携し普及啓発に取り組む。

また、防火対象物や危険物施設の安全性を維持するため、定期的な立ち入り検査や防火指導を行い、防火安全体制の徹底を図ることにより火災予防を推進する。

### 4 救命体制の強化

公共施設のAED屋外設置事業を完結し、市内40箇所の公共施設において、誰もが時間の制限を受けることなくAEDを使用できる環境を整備する。

また、市民や事業所に救命講習の重要性について認識していただくとともに、救急車の適正利用を広く呼びかけ、いざという時にバイスタンダーによる迅速な応急処置が施され、救命率の向上に繋がるよう救命体制の強化を図る。

### 5 消防団の活性化及び活動能力の向上

地域防災の要である消防団の重要性について、市民に広く理解を得られるよう、消防団の活動状況や訓練の取り組みについて周知するとともに、高齢化が進む消防団員の加入促進と活性化を図る。

また、消防団の活動能力を向上させるため、チェーンソーなど消防団の装備品を整備するとともに、計画的な訓練や研修を実施し消防団員の育成強化を図る。